

未熟児養育医療給付を申請する保護者の方々へ

【未熟児養育医療とは】

身体の発育が未熟なまま出生し、入院養育が必要な乳児に対し、指定養育医療機関でその養育に必要な医療の給付を行う制度です。

なお、世帯の所得に応じて一部自己負担があります。

【指定養育医療機関とは】

現在、岩手県内には 23 箇所の指定養育医療機関があります。

盛岡市	岩手県立中央病院	奥州市	岩手県立江刺病院
	盛岡市立病院(休止)	一関市	岩手県立磐井病院
	岩手医科大学附属病院		岩手県立千厩病院(休止)
	盛岡赤十字病院	大船渡市	岩手県立大船渡病院
松園病院	陸前高田市	岩手県立高田病院	
葛巻町	国民健康保険葛巻病院	釜石市	岩手県立釜石病院
花巻市	総合花巻病院	宮古市	岩手県立宮古病院
遠野市	岩手県立遠野病院	山田町	岩手県立山田病院(休止)
北上市	岩手県立中部病院	久慈市	岩手県立久慈病院
	北上済生会病院	二戸市	岩手県立二戸病院
奥州市	岩手県立胆沢病院	一戸町	岩手県立一戸病院
	国民健康保険総合水沢病院		

【養育医療の対象】

一関市に居住する乳児（1歳未満）で、次に掲げるいずれかの症状を示し、医師が入院養育を必要と認める未熟児が対象となります。

- 1 出生時体重が 2,000g 以下のもの
- 2 生活力が特に薄弱であって、次のいずれかの症状があるもの
 - (1) 一般状態 : ア 運動不安、痙攣があるもの
イ 運動が異常に少ないもの
 - (2) 体温が摂氏 34 度以下のもの
 - (3) 呼吸器、循環器系 : ア 強度のチアノーゼが持続するもの、チアノーゼ発作を繰り返すもの
イ 呼吸数が毎分 50 を超えて増加傾向にあるか、又は毎分 30 以下のもの
ウ 出血傾向の強いもの
 - (4) 消化器系 : ア 生後 24 時間以上排便のないもの
イ 生後 48 時間以上嘔吐が持続しているもの
ウ 血性吐物、血性便のあるもの
 - (5) 黄疸 生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸があるもの

【申請の方法】

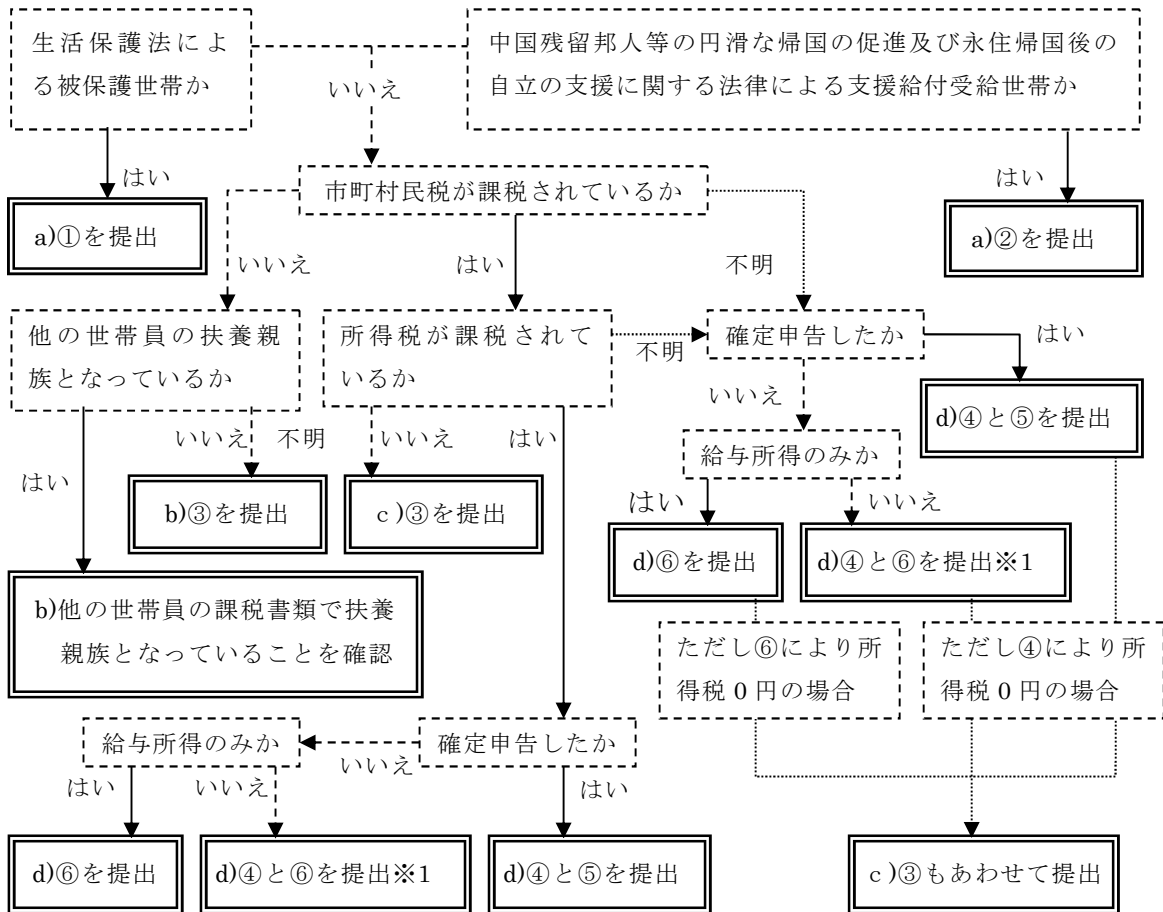
一関市に、下記の書類を提出してください。申請書類は、子育て支援課又は各支所保健福祉課にあります。

【必要書類】

- 1 養育医療給付申請書（保護者記入）
- 2 養育医療意見書（主治医記入）
- 3 世帯調書（保護者記入）
- 4 世帯の所得税額等が確認できる書類（扶養義務者全員分）
- 5 保険証の写し（本人、保護者）

※本人のものがまだない場合は、証明書を。できたら後日提出をお願いします。

- 6 所得等調査に対する同意書



※1 ④の課税額が⑥の課税額の合計と一致することを確認。

○提出書類

- ① 福祉事務所発行の受給証明書
- ② 受給開始時に交付される「本人確認証」
- ③ 市町村長の発行する市町村民税（非）課税証明書（所得割・均等割の額が明らかなもの。）
- ④ 税務署発行の納税証明書（その1・納税額等証明用）
- ⑤ ④の根拠となる確定申告書の写し
- ⑥ 源泉徴収票

○課税資料の年度は以下のとおりです。

	源泉徴収票	税務署発行の 納税証明書	市町村民税 (非)課税証明書
1～6月診療分	前々年分	前々年分	前年度分
7～12月診療分	前年分	前年分	当該年度分

【医療券について】

審査の結果承認されると、養育医療券が交付されます。

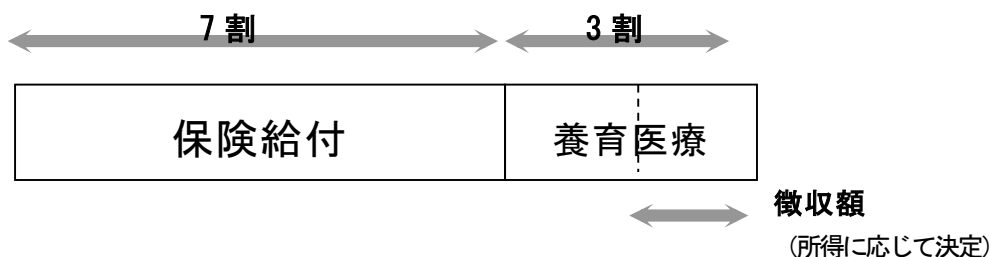
有効期間は、主治医が意見書に記載する医療を開始した日から、医療終了予定日を含む月の末日までとなります。

養育医療が終了したら、速やかに子育て支援課又は各支所保健福祉課に返還してください。

【公費負担の範囲】

- ・ 指定養育医療機関における養育医療にかかる医療費のうち、保険適用後の自己負担額の一部が公費負担の対象となります。
- ・ 養育医療の給付額が高額療養費制度に該当する場合は、その限度額までを養育医療で給付します。

例 国保又は社保が医療費の7割を負担する場合



【市への届出など】

以下の場合、市への届出等が必要です。速やかに子育て支援課又は各支所保健福祉課までご連絡下さい。

- 転院するとき
- 市内転居するとき
- 他市へ転出するとき
- 医療券に記載されている事項に変更があるとき
- 医療券の有効期間を過ぎても、継続して養育医療が必要となるとき
※有効期間終了前に申請が必要です。
- 医療券を紛失したとき

【費用徴収について】

- ・ 世帯の所得に応じて、費用徴収額が決められます。
- ・ 6月から7月にかけて継続して養育医療を受給される場合は、改めて新年度の所得税額を証明する書類を提出していただくことになっております。
- ・ 受診月の約2ヶ月から3ヶ月後に、一関市長が発行する「納入通知書」を送付しますので、納期までに指定金融機関窓口にて納めてください。
- ・ 医療機関では自己負担金を徴収しませんので、ご注意ください。
- ・ 基準額は概ね以下のとおりです。（一部適用されない控除があります。）

世帯の階層区分		徴収費用額	加算額
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている世帯	月額・円 0	月額・円 0
B	A階層を除いた当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,600	260
C1	A階層及びD階層を除いた当該年度分の市町村民税の課税世帯	均等割の額のみで所得割の額のない世帯	540
C2	であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の額がある世帯	790
D1	A階層及びB階層を除いた前年分の所得税の課税世帯であって、その税額の年額の区分が次の区分に該当する世帯	15,000円以下	1,080
D2		15,001円～40,000円	1,620
D3		40,001円～70,000円	2,240
D4		70,001円～183,000円	3,480
D5		183,001円～403,000円	4,940
D6		403,001円～703,000円	6,500
D7		703,001円～1,078,000円	8,240
D8		1,078,001円～1,632,000円	10,200
D9		1,632,001円～2,303,000円	12,340
D10		2,303,001円～3,117,000円	14,700
D11		3,117,001円～4,173,000円	17,250
D12		4,173,001円～5,334,000円	19,990
D13		5,334,001円～6,674,000円	22,940
D14		6,674,001円以上	全額

【申請・給付関係窓口】 子育て支援課（一関保健センター内） 電話：21-2165

【申請のみ】

花泉支所保健福祉課保健係 電話 82-2216

大東支所保健福祉課保健係 電話 72-4087

千厩支所保健福祉課保健係 電話 53-3952

東山支所保健福祉課保健係 電話 47-4530 室根支所保健福祉課保健係 電話 64-3805

川崎支所保健福祉課保健係 電話 43-4022 藤沢支所保健福祉課保健係 電話 63-5304